



Q 災害時の医療救護対策について

五伝木隆幸 議員

A 関係機関との連携強化を図っていく



質問一 市の地域防災計画では必要に応じて医療救護班を編成し、救護所を開設するところがあるが、必要に応じてとはどのような事態か。

二 救護所となる公民館等の医療品や災害時応急医療器材の確保は。

三 坂戸鶴ヶ島医師会との災害時協定の内容は。

四 災害時の医療救護対策における課題と到達目標は。

答弁一（市長） 大地震等の大規模災害時、医療機関等への搬送及び受診が一時的に困難になった場合、災害対策本部の指示により救護所を開設する。

二 災害時に必要な医薬品や災害応急医療器材の備蓄はしていないが、現在、関係機関と協議を行っている。

三 平成16年7月20日付けで取り

交わした坂戸鶴ヶ島医師会との災害時協定は、市の要請に基づき災害時における医療救護班の派遣をはじめ、傷病者の傷病の程度の判定、応急措置、医療機関への搬送の要否等となっている。

四 災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、坂戸鶴ヶ島医師会、埼玉県接骨師会川越支部、坂戸鶴ヶ島市薬剤師会などの関係機関との連携強化を図っていく。

◎**その他の質問** 今後の地方公会計の整備促進について

Q こころと命を守る条例の制定を

山中 基充 議員

A 事業の取り組み結果を分析して検討する



自殺対策は、鶴ヶ島らしい取り組みが必要である。そこで伺う。

質問一 本市の自殺をめぐる状況は。

二 本市の自殺対策に関する事業と組織は。

三 自殺の危険性の高い人への対応は。

四 自死遺族等への支援、援助は。

答弁一（市長） 毎年十数人から二十数人が自殺で命を失っている。鬱状態の早期発見、早期治療を図る取り組みとともに、職場での過労対策、高齢者の生きがいづくり等あらゆるライフサイクルでの心の健康づくりが求められている。



自殺対策のパンフレット

二 昨年度から市役所職員を対象としたゲートキーパー研修を開催し、坂戸保健所が取り組む広域の連絡協議会や研修会等に協力参加し、連携を緊密にしている。

三 身近な人の異変に気付いたら、早めの声かけ。その訴えに耳を傾ける。早めに専門家へ相談する。寄り添い、見守るといったもの。

四 県立精神保健福祉センターが設けている相談会や県内の遺族会を紹介していく。

◎**その他の質問**

一 どうなるマイナンバーと総合窓口

二 介護支援ボランティア事業の実施を